各都道府県衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課

医薬品の製造販売承認書と製造実態の整合性に係る点検に関する 質疑応答集(Q&A)について

日頃より薬事行政に対してご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医薬品の製造販売承認書と製造実態の整合性に係る点検については、昨日、「医薬品の製造販売承認書と製造実態の整合性に係る点検の実施について」(平成28年1月19日付け薬生審査発0119第1号厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長通知。以下「自主点検通知」という。)において、貴管下の医薬品製造販売業者に対して実施するよう、ご指導をお願いしているところですが、今般、当該点検に関する質疑応答集(Q&A)を別添のとおりまとめましたので、貴管下の医薬品製造販売業者に対し周知願います。

## 医薬品の製造販売承認書と製造実態の整合性に係る点検に関する 質疑応答集(Q&A)

No.	質問	回答
1	点検対象となる医薬品の中には、体	体外診断用医薬品は含まれない。従
	外診断用医薬品も含まれるのか。	って、今回の点検を実施する医薬品
		製造販売業者は、第一種医薬品製造
		販売業者及び第二種医薬品製造販売
		業者となる。
2	点検対象となる医薬品の中には、一	一般用医薬品は対象となる。ただし、
	般用医薬品も含まれるのか。	都道府県承認のものは対象外であ
		る。
3	国外製造品目とは、最終製剤が外国	国外製造品目とは、最終製剤が外国
	製剤のものを指すのか。	製造のものだけではなく、承認書に
		記載のある製造工程の中に外国で行
		う行為があり、その工程の製造実態
		について確認を要するものも含まれ
		る。
4	国内製造品目と国外製造品目の両方	2度報告することになる。
	を有する場合は、どのように報告す	まず、国内製造品目について平成 28
	ればよいか。	年2月19日までに報告し、その後、
		国外製造品目について平成28年3月
		22 日までに報告することになる。
5	自主点検通知の別添様式では、「〇	品目ごとに記載いただきたい。例え
	〇錠〇mg、他〇規格」とされている	ば、〇〇錠〇mg と〇〇錠△mg は別々
	が、同一有効成分のものはまとめて	の欄に記載することになる。
	記載してよいか。	
6	ヒトに直接使用しない殺虫剤、殺菌	当該品目が医薬品に該当する場合
	剤についても今回の点検の対象とな	は、対象に含まれる。
	るのか。	
7	承認不要医薬品は、今回の点検対象	国の承認が不要なので、点検対象に
	に含まれるのか。	は含まれない。
8	「「医薬品製造販売承認書」内容確	自主点検通知では、「製造部門以外の
	認に関するお願い」 (平成 25 年 11	者が点検を行うこと」としている。
	月1日製薬協発第671号日本製薬工	製薬協通知で行った自己点検がこの
	業協会薬事委員会委員通知。以下「製	とおりであれば、再度点検はせずと

	薬協通知」という。)による自主点	も、その結果を当該様式にて報告す
	検が終了している場合は、再度点検	ることでよい。
	を行わなくてよいか。	なお、製薬協通知での点検結果が「相
		違あり」であっても、製造販売承認
		事項一部変更承認取得済又は軽微変
		更届提出済のものは、「相違なし」
		となる。
9	医薬品製造販売承認書との相違によ	「相違あり」となる。
	り、現在、製造販売承認事項一部変	
	更承認申請等の手続き中のものは、	
	どのように回答すればよいか。	
10	医薬品製造販売承認書との相違が、	「相違あり」となる。
	医薬品、医療機器等の品質、有効性	ただし、変更後 30 日以内に届け出る
	及び安全性の確保等に関する法律施	場合は、「相違なし」となる。
	行規則(昭和36年2月1日厚生省令	
	第1号)第47条に規定する軽微な変	
	更のみである場合は、どのように回	
	答すればよいか。	